

令和6年7月銚子市教育委員会定例会議事録

1 日 時

令和6年7月26日(金)

午後3時00分 開 会 午後3時30分 閉 会

2 場 所

銚子市役所3階 庁議室

3 出席委員

教育長	石 川 善 昭
委 員	藤 本 一 雄
委 員	枡 崎 継 雄
委 員	伊 藤 晴 美
委 員	安 藤 清

4 出席職員

学校教育課長	小関 宏昌	社会教育課長	小川 正俊
教育総務室長	稲垣 雅美	学校教育室長	納家 毅
学校給食センター所長	川村 文孝	生涯学習室長(兼青少年文化会館長)	藤井 寿代
青少年指導センター所長	栗原 耕次	市民センター所長	宮澤 英雄
公正図書館長	大出 美穂	スポーツ振興室長(兼体育館長)	黒田 浩章
文化財・ジオパーク室長	赤塚 弘美	銚子高等学校事務長	宮内 伸光

5 議題等

議案第19号 令和7年度使用義務教育諸学校の教科用図書の採択について

議案第20号 令和7年度使用銚子市立高等学校用教科用図書の採択について

議案第21号 代決処分の承認を求めることについて(銚子市高等学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定)

議案第22号 代決処分の承認を求めることについて(県費負担たる校長の任免に係る内申)

議案第23号 代決処分の承認を求めることについて(職員の任免)

6 議事の内容

【教育長】 開会宣言 午後3時00分

ただいまより、令和6年7月銚子市教育委員会定例会を開会いたします。

では、直ちに本日の会議を開きます。

はじめに、議事録の承認についてお諮りいたします。

6月26日に開催いたしました令和6年6月教育委員会定例会の議事録を事前にお

配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めますので、当該議事録について承認いたします。

【教育長】

それでは次に、教育委員会に関する報告をいたします。

【教育長】

(別添資料により報告)

【教育長】

その他、教育委員より報告することがございましたら、お願いします。

【教育長】

それでは、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、安藤委員、藤本委員を指名します。

【教育長】

続きまして、日程第2 議案第19号及び日程第3 議案第20号を議題といたしますが、委員の皆さんにお諮りいたします。

日程第2 議案第19号及び日程第3 議案第20号につきましては、教科書採択の案件で、公表前のため審議は非公開とし、公表が9月1日となっているため、会議録の公開も9月1日以降にしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めます。よって議案第19号及び議案第20号の審議は非公開とし、議事録の公開を9月1日以降にすることとします。

【教育長】

この際、暫時休憩いたします。関係職員以外は退席をお願いします。

(職員退室)

【教育長】

休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、日程第2 議案第19号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

それでは、議案第19号「令和7年度使用義務教育諸学校の教科用図書の採択について」、ご説明いたします。本議案は、令和7年度に銚子市の小中学校で使用する教科用図書、いわゆる教科書を採択するものです。

全ての児童生徒は教科書を用いて学習する必要があります。教科書には、文部科学省の検定を経た教科書と文部科学省著作の教科書があり、学校教育法で学校はこれら

の教科書を使用しなければならないと定められております。採択は県が設定する採択地区で協議会を設け、同一のものを採択することとなっております。銚子市においては、銚子市、旭市、匝瑳市の3市で構成される海匝採択地区協議会の委員によって選定されたものが別冊の資料にある教科書となります。この選定に対する承認をもって、これらの教科書を銚子市として採択したということになります。

1ページ目は小学校用の教科書、2ページは中学校用の教科書、3ページから6ページが特別支援学級で教科書としての使用を認める文部科学省著作の教科書と一般図書のリストとなります。

採択結果については、教科用図書の採択期間が法令で8月31日までと決められていることから、本採択地区の3市で協議をし、8月中は非公開とさせていただきます。従いまして、資料につきましても審議終了後、回収とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

1ページが小学校、2ページが中学校、それから俗にいう星本、文部科学省の特別支援用、それと特別支援の一般図書ですね。

【安藤委員】

選定の議論の中で、特に議論された部分がもしありましたら教えていただければと思います。特に無ければ大丈夫です。

【教育長】

藤本委員、いかがですか。

【藤本委員】

小中の接続を考えてということで、やっていたのが多かったかなと思いました。小と中を変えてしまうと先生方の負担があるのではということで、なるべく小中は一緒にしまししょうと。その場でも皆さん同意をされてという感じでした。細かいところは覚えていないのですが、そこが一番かなと思います。

【安藤委員】

分かりました。

【学校教育課長】

今の藤本委員のご説明のとおりでございまして、議題というかトピック的な中心はやはり小中の連携ということで、そのとおりに決まったのかなと解釈しています。

【安藤委員】

ありがとうございました。

【伊藤委員】

前回と出版社が変わったところは特に無いですか。

【学校教育課長】

ほぼ同じですが、すいません。2つくらいだったと思いますけど変わっています。逆に小学校の接続に合った形に戻ったというとおかしいですけど。

【伊藤委員】

ぱっと見たらほとんど同じ出版社で。

【学校教育課長】

変わったのは理科と保健体育だったかと思います。

【教育長】

2つとも大日本図書があったんですが、大日本図書は外部の方との色々な繋がりで文部科学省から令和7年版の理科、数学、保健体育の中学校用教科書の検定は認められないということになって、今回は検定教科書を作られていないんです。ですから、大日本図書が出しているのは令和7年版の改定されたものではなく、現在発行済みの古いものです。ですので、中学校もきちんとした新しい教科書が良いだろうということで、教育出版が選ばれたということです。昨年、小学校の理科の教科書が大日本図書から教育出版が変わって、今度は中学校も変わったということですね。

【教育長】

ほかにいかがですか。

無いようですので、質疑なしと認めます。

【教育長】

これより採決いたします。

議案第19号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり決しました。

【教育長】

続きまして、議案第20号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第20号「令和7年度使用銚子市立高等学校用教科用図書の採択について」提案理由を説明します。本議案は、銚子市立銚子高等学校で使用される教科用図書、いわゆる教科書を採択しようとするものです。

高等学校の教科書は、銚子市立高等学校管理規則第16条の規定により、毎年、学習指導要領に基づいて編集され、文部科学省の検定を経た教科書の中から、生徒の実態や能力に適合し、かつ、学校の教育目標の実現に資するものを校長が選定し、それを受けて、教育委員会が採択するものとなっております。別紙の「令和7年度使用高等学校教科書選定理由書」をご覧ください。これは、校長により選定された教科書の一覧を示したものです。別紙1は各学科に共通する教科書、別紙2は理数科の教科書となります。今回、市立高校において選定された教科書は、普通教育に関する教科では、別紙1の「国語」が5点、「地理歴史」が6点、「公民」が2点、「数学」が6点、

「理科」が7点、「保健体育」が1点、「芸術」が8点、「外国語」が6点、「家庭」が1点、「情報」が1点の計43点でございます。別紙2の専門教育に関する教科では「理数」が13点、「家庭」が1点の計14点になります。

以上で、議案第20号の説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

なお、資料につきましては、先ほどと同様に、のちほど回収させていただきますので、併せてよろしくお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【伊藤委員】

カリキュラムが変わったのかもしれないですけど、生物は「生物基礎」と「生物」、地学は「地学基礎」と「地学」じゃなかったですか。地学は無いですか。

【安藤委員】

無いのかもしれないですね。

【伊藤委員】

地学基礎しか市立銚子はやらない。

【教育長】

基本的にそうなのでしょうね。

【伊藤委員】

分かりました。地学は無いんですね。

【藤本委員】

残念ですけどね。結構、防災は地学に力を入れているんですけど、なかなか試験科目にしてくれていないので、入試の時にあまり無くてもみんな困らないって。

【伊藤委員】

そうなんですね。

【藤本委員】

もっと色々な大学が科目にいれればいいんでしょうけど。

【伊藤委員】

地学の授業がある高校もありますよね。

【藤本委員】

ありますね。

【伊藤委員】

分かりました。ありがとうございます。

【教育長】

よろしいですか。

ほかに質疑が無いようですので、質疑なしと認めます。

【教育長】

これより採決いたします。

議案第20号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(職員再入室)

【教育長】

休憩前に引続き、会議を開きます。

ただいまの議事の結果を申し上げます。採決を行いまして、議案第19号及び議案第20号は、原案のとおり決しました。

【教育長】

続きまして、議案第21号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第21号「代決処分の承認を求めることについて」提案理由を説明いたします。議案第21号につきましては、銚子市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則第4条第3項の規定により、別紙のとおり代決処分したので、同条第4項の規定によりこれを報告し、その承認を求めようとするものです。

代決処分は、「銚子市高等学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定について」、千葉県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の改正内容を確認する必要があり、教育委員会を開く暇がなかったため代決処分したものです。

それでは、改正の内容について説明します。千葉県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の改正内容に合わせ、市立高等学校の教育職員について、千葉県教育職員との均衡を考慮し、夏季休暇の取得期間を現行は6月から9月までとしているところ、10月まで拡大するため、所要の改正を行おうとするものです。以上で、議案第21号の説明を終わります。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第21号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり承認することと決しました。

【教育長】

続きまして、日程第5 議案第22号及び議案第23号の2議案は関連がありますので、一括議題といたしますが、委員の皆さんにお諮りします。

議案第22号及び議案第23号は人事案件となりますので、審議を非公開とし、会議録への記載もしないことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めます。議案第22号及び議案第23号の2議案は審議を非公開とし、会議録への記載もしないこととします。

【教育長】

この際、暫時休憩いたします。関係職員以外は退席をお願いします。

《 職 員 退 室 》

(この間の議事録については、銚子市教育委員会会議規則第18条第3項の規定により記録なし)

《 職 員 再 入 室 》

【教育長】

休憩前に引続き、会議を開きます。

ただいまの議事の結果を申し上げます。採決を行いまして、議案第22号及び議案第23号は、原案のとおり承認することと決しました。

【教育長】 閉会宣言 午後3時30分

以上をもちまして、令和6年7月銚子市教育委員会定例会を閉会いたします。

銚子市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和6年8月23日

署名委員 安 藤 清

署名委員 藤 本 一 雄